

埼玉県土木工事委託業務成績評定要領

（目的）

第1条 この要領は、埼玉県の所掌する委託業務等の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設コンサルタント等並びに技術者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

（評定の対象）

第2条 この要領において評定の対象となる委託業務は、次のものとする。

「地質・土質調査」、「単純調査業務」、「測量作業」（用地測量を含む）、
「設計業務（概略設計、予備設計、詳細設計）」、「調査業務、計画業務」、
「発注者支援業務」かつ、委託金額（業務委託料）300万円以上の業務
ただし、以下の業務は対象外とする。

1. 測量作業のうち、維持管理に係る台帳作成（補正）業務及び境界測量業務
2. 物件調査業務及び環境事前（事後）調査業務
3. 土木工事以外の設計業務

（評定者）

第3条 委託業務の評定者（以下「評定者」という。）は、下記の各号に定める者とする。

- (1) 埼玉県標準委託契約約款第5条で定める監督員及び第11条で定める検査を行う検査員。
- (2) 埼玉県土木設計業務等標準委託契約約款第9条で定める監督員及び第31条で定める検査を行う検査員。
- (3) 埼玉県建築設計業務標準委託契約約款第14条で定める監督員及び第31条で定める検査を行う検査員。

（評定の方法）

第4条 評定は、委託業務等ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

- 2 評定の結果は、別紙の委託業務成績報告書に記録するものとする。

（評定表の提出等）

第5条 監督員である評定者は委託業務完了のとき、検査員である評定者は完

了検査のとき、それぞれ評定を行い、同一の委託業務成績報告書により、検査命令権者に報告するものとする。

- 2 監督員である評定者は、完成検査実施の都度、業者情報管理システムに総評点を入力するものとする。

（評定結果の通知）

第6条 発注者は、完了検査終了後遅滞なく、当該委託業務の受注者に対して、委託業務完了検査結果と併せて委託業務成績評定結果を様式1号により通知するものとする。

（説明請求等）

第7条 第6条による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日（閉庁日を含む）以内に、様式2号により発注者に対して評定の内容について説明を求めることができる。

- 2 発注者は、前項による説明を求められたときは、受注者に対して様式3号により回答する。
- 3 前項により受注者へ回答するにあたり、発注課所長は受注者から説明を求められた内容を公正に判断するため、成績評定審査委員会を開催する。

（委員会の設置等）

第8条 委員会の委員長は、課所長の職にあるものとする。

- 2 委員会の委員は、主幹級以上の職にある職員の中から、委員長が指定する。ただし、当該委託業務の検査員である職員は除くものとする。
- 3 委員会は、委員長が招集する。
- 4 委員長は、審査にあたり必要に応じて、受注者、担当監督員、総括監督員、検査員の出席を求めることができる。

（評定の修正）

第9条 発注課所長は、第7条第3項により検討した結果、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、委託業務成績報告書の修正を行うものとする。

- 2 発注課所長は、前項による修正を行ったときは、検査命令権者に修正した委託業務成績報告書により報告する。
- 3 発注課所長は、第1項による修正を行ったときは、業者情報管理システムに総評点を入力するものとする。
- 4 発注者は、第1項による修正を行ったときは、遅滞なくその結果を、様式

4号により受注者へ通知する。

なお、この場合、第7条第2項の規定は適用しない。

(発注者による成績評定結果の公表)

第10条 評定結果は、発注課所において、完了検査終了後遅滞なく、様式5号により公表するものとする。

2 公表については、自由閲覧方式とし、閲覧者の氏名等の記載は要しないものとする。

3 閲覧期間は、完成検査日の属する年度とその翌年度とする。

4 閲覧に供した資料の内容に関する問い合わせには応じないものとする。

5 様式5号の保存期間は5年とする。

(発注者以外での成績評定結果の公表)

第11条 前条の規定による公表のほか、建設管理課は、平成24年度以降の過年度に確定した成績評定結果を、ホームページにおいて公表するものとする。

2 内容に関する問い合わせには応じないものとする。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日以降に締結される契約から適用する。

なお、平成24年3月31日までに締結した契約については従前のおりとする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から適用する。